

事務局長	事務局	作成者	起案日 2年8月18日
		中道	決裁日 2年8月19日

## 農業委員会令和2年7月総会

開催日時 令和2年7月20日 午後2時00分～

開催場所 6階教育委員会会議室

出席委員  
 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三  
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久  
 ⑦久保田 哲夫 ⑧砂口 勝紀 ⑨辻本 恵美子  
 ⑩辻本 卓郎 ⑪中東 郷美 ⑫橋本 徹  
 ⑬山崎 勝彦 ⑭山田 哲三

事務局 阪本、松前、中道、角田

閉会時間 午後2時50分

事務局 それではすみません、準備が整いましたので、ただいまから守口市農業委員会7月総会を開催していただきますが、本日は農業委員会委員選任後、初めてお顔を合わせるということでございますので、総会に先立ちまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。  
 西口誠一委員でございます。

西口委員 よろしくお願ひいたします。

事務局 石田卓三委員でございます。

石田委員 石田でございます、よろしくお願ひいたします。

事務局 大倉利文委員でございます。

大倉委員 大倉です、よろしくお願ひいたします。

事務局 大西庄治委員でございます。

大西委員 大西です、よろしくお願ひします。

事務局 木村剛久委員でございます。

木村委員 木村でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 久保田哲夫委員でございます。

久保田委員 久保田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局 砂口勝紀委員でございます。

砂口委員 砂口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 田中明美委員でございます。

田中委員 田中です、よろしくお願ひいたします。

事務局 辻本恵美子委員でございます。

辻本委員 辻本です、よろしくお願ひいたします。

事務局 辻本卓郎委員でございます。

辻本委員 辻本卓郎でございます、よろしくお願ひします。

事務局 中東郷美委員でございます。

中東委員 中東です、よろしくお願ひいたします。

事務局 橋本徹委員でございます。

橋本委員 橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 山崎勝彦委員でございます。

山崎委員 山崎です、どうかよろしくお願ひいたします。

事務局 山田哲三委員でございます。

山田委員 山田です。どうぞ、よろしくお願ひします。

事務局 以上で、委員の御紹介を終わらせていただきます。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

市民生活部長の多田でございます。

市民生活部長 多田でございます、本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 市民生活部次長の佐藤でございます。

市民生活部次長 佐藤でございます、どうぞよろしくお願ひします。

事務局 市民生活部地域振興課長の中村でございます。

地域振興課長 中村です、よろしくお願ひいたします。

事務局 地域振興課主任兼農業委員会事務局次長の松前でございます。

事務局 松前です。よろしくお願ひいたします。

事務局 地域振興課兼農業委員会事務職員の中道でございます。

事務局 中道でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局 同じく事務職員の角田でございます。

事務局 角田でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 最後に、私、地域振興課参事兼農業委員会事務局長の阪本でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、多田部長、佐藤次長、中村課長につきましては、他の公務のため、退席させていただきます。

ただいまから議案審議に入るわけでございますが、議長につきましては、本来、会長が行うこととなっておりますが、改選後、最初の総会でございますので、会長が決まるまでの間は、これまでより委

員をされております木村委員に、臨時で議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

事務局 ありがとうございます。

それでは、木村委員にお願いしたいと思います。

お手数ですが、木村委員、前の席へ移動をお願いいたします。

木村委員 ただいま御指名をいただきました木村でございます。

臨時の議長を務めさせていただきます。何分ふなれではございますけれども、皆様、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、着座させていただきます。

それでは、これより令和2年度7月総会を開会いたします。

事務局より本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日14名全員の御出席でございます。  
以上です。

木村委員 全委員の出席とのことでして、今回の会議は成立いたします。

ただいまより、審議に入ります。

それでは、次第に基づきまして、6選 第1号「守口市農業委員会会長の互選」について、議題といいたします。

会長にどなたか立候補、または御推薦いただける方はおられますでしょうか。

辻(惠) 輿 議長一任で。会長一任で。

木村委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

木村委員 それでは、議長一任ということですので、今回、新たに農業委員の方々にお集まりいただきましたけれども、昨年度まで会長を務められました西口委員に会長を続けていただいたらどうかなというふうに思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

木村委員 ありがとうございます。

今、異議なしという声もありましたので、それでは新会長に西口委員に決定することに賛成の方は、挙手願います。

### 全委員挙手

木村委員 ありがとうございます。全員賛成ということで、西口委員を会長に決定いたしました。

それでは、西口新会長に御挨拶をいただきたいと思います。  
西口会長、よろしくお願ひいたします。

西口会長 それでは、一言、御挨拶させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス、自然災害と、大変なときであります。令和2年7月豪雨、昨日も新聞を見ていたら、農水省の農水被害はまだまとまっておりませんけども、暫定でまとめたのが563億円、それで府県は43府県に及んでおります。ということで、1日でも早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと思います。

先ほどは守口市農業委員会会長として御推挙いただきまして、ありがとうございます。もともと浅学非才でありますけども、農業委員の皆さん方のお一人お一人のお力を借りまして、何とか会長の職務を全うしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

先ほども市長、御挨拶ありました。挨拶の中には入っていなかったですけども、市長を初め中村副市長に大変お世話になりました。中心は、地域振興課のほうでまとめていただきまして、農業委員会の重要課題の1つであります守口市農業振興基本計画、俗に私は地方計画、地方計画と言っておりますけども、守口農業の羅針盤でございます。ということで、今は先月末で締め切りされましたパブリックコメントの集約作業に入っています。間もなく製本ができ上ってくるということで、皆さん方もぜひ御注視お願ひ申し上げたいと思います。

先般も、農水省のほうが都市住民に対して都市農業に対する意識調査が新聞で発表されております。都市住民の反応はですね、やっぱり都市農業、都市農地は残すべきやということで、8割方の都市住民の方の意識がまとまっております。ということで、都市農業についての非常に関心が高いということで、これからも守口の農業委員の皆さん方のぜひとものお力添えをお願い申し上げて、農業委員の

皆さん方はこれから、それぞれ地域地域の相談役として御活躍のほどお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。先ほどはありがとうございました。

木村委員 ありがとうございました。それでは、臨時議長は、会長が決定いたしましたので、私の職務はここまでとなっております。これからの進行は、会長の西口会長に交代したいと思います。  
皆さん、御協力どうもありがとうございました。

西口会長 ありがとうございました。それでは、引き続き、議事を進めてまいります。  
第2号で「守口市農業委員会会長職務代理の互選」について、議題といたします。  
互選の方法としては、従来、指名推選となっておりますが、いかがさせていただきましょうか。

#### 「会長一任」の声あり

西口会長 ありがとうございます。会長一任の声がございましたけども、皆さん方、それでよろしいでしょうか。

#### 「異議なし」の声あり

西口会長 それでは、それではただいま会長一任の声をいただきましたので、前期も農業委員をやっていただきまして、府のほうとか、国の方にもいろいろ活躍いただきました田中委員にお願い申し上げたいと思います。皆さんから、何か御意見がありましたら。

#### 「異議なし」の声あり

西口会長 皆さんから異議なしの声を頂戴しておりますんで、田中委員、よろしくお願い申し上げたいと思います。  
それでは、職務代理者の田中委員から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

田中委員 ただいま皆様の推薦で会長職務代理をさせていただきます田中です。  
本当に、私、3期させていただいておるんですけど、本当、皆様

のお力添えでここまでやってこれたなと思っております。また、この農業委員、女性農業委員の守口の第一人者としてさせていただいてから、府などそういうふうないろんなことを見聞きし、また守口の農業に対して、本当にただ父の手伝いをしていたのが、今度主人と一緒にもっと頑張っていかなあかんなんと思って、現在に至っております。また、これまでの経験を生かしまして、会長、そして皆様の御協力、御指導を得て、やってまいりたいと思います。よろしくお願いいいたします。

いつもだったら、もっと、ちょっと張り切って御挨拶したいんですけど、ちょっと体が負傷しておりますので、いつも元気なんんですけど、もうやっぱり歳で、ちょっと畠ですべって転んで・・・また元気で、来月から頑張ってまいりますので、よろしくお願いいいたします。

会長にね、歩かれへんかったら、玄関に車椅子あるでっておっしゃっていたんですけど、歩けることは歩けるんですけど、声がちょっと出ないんで、主人を怒るということも、おじいさんを怒るということもできないので、ちょっとあれしております。

済みません、よろしくお願いいいたします。

西口会長 それでは、皆さん方、手元に置いております農業委員会憲章というのがあるんですけども、新型コロナウイルスの関係で、余り大きい声を出すのもちょっとなというようなこともあります、皆さん方、机の前に置いている農業委員会憲章をちょっと御一読いただいて、それで今回は委員憲章の朗読は省かせていただこうと思っております。しばらく時間を置きますんで、憲章をごらんになってください。

事務局 次第の次のページにあります。

西口会長 ありがとうございました。これから、また農業委員会総会のときは、この憲章の朗読をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして、まず担当割を先に決めさせていただきたいんですけども、それでは、まず事務局から担当地区割について説明をお願い申し上げます。

事務局 それでは、お配りしています次のページの「農業委員名簿」及び「委員担当地区」、2枚ほどございます、それを御参考ください。

活動と担当区域についてですが、委員の皆様には農家と相談、農地

に関する諸問題に対する調査研究に取り組んでいただくものとなっております。担当地区一覧表の2枚をごらんください。

その1枚目は、右上に日付が、3年前の分ですが、平成29年7月20日とありますように、担当地区の一覧でございます。

もう1枚は、本日、新たに担当地区を決めていただくための資料(令和2年7月20日現在)でございます。

ごらんのとおり、ほとんどの委員の皆様のお名前が記載されております。各担当者名におきましては、その担当地区の前任者からの推薦、もしくは地域から推薦され、今回、委員としてなられた方でございます。また、前期より引き続き農業委員としてなられた方につきましては、引き続き同地区をお願いしようとするものです。

なお、末尾の大倉委員、中東委員に関しましては、特定の団体からの推薦の関係上、従来どおり担当地区設定から外させていただいております。

よって、久保田委員、木村委員、橋本委員3名の担当地区を決めていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

西口会長 はい、ありがとうございます。それでは、皆さん方の手元に回っております空欄と申しますが、3カ所、空白のところがあります。それについて、皆さん方の御意見を頂戴したいと思います。

橋本委員 これはどこを見る、見たいなところのお話しさせてもらつてもよろしいでしょうか。地域的な問題でございまして、私、今回初めて入らせていただくんですが、地元というものが南のほうになりますので、今ここに書いてある北寺方と言われる旧の村を中心としたところが、その地域の方とはお話ししやすいかなというふうには思っております。御考慮願います。

久保田委員 私、藤田町から来させてもらつていて、担当地区見させてもらった中で、上から2番目のところですね、藤田町と東町がつながっていると言えばつながっているんですけど、近いということと、そういう意味で、農業の方とおつき合いをしているというほどでもないんですけど、ここが近いので、希望としては、こちらを希望したいと思いますけど。

木村委員 今、お二方が上の2つ、御希望ということですし、私も橋波の地域を前年、前期回らせていただいたので、継続して回らせていた

だけたらなというふうに思います。以上です。

西口会長 それじゃあ、ありがとうございます。これで空白と申しますか、それが埋まったように思います。改めて、御発言いただいた方、ありがとうございます。

守口市農業委員の担当地区、2年の7月20日現在の分ですね、私の後に、藤田町、東町について久保田さんにお願い申し上げまして、それで寺方本町以下は橋本様、橋波については木村様という形で、皆さん方、御意見いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

西口会長 いいですかね、よければ賛同のあれ、挙手でお願いいたします。

全委員挙手

西口会長 全員挙手いただきました、ありがとうございます。担当地区は、こういう形でお願いしたいと思います。

次に移ります、次第番号8「守口市農業委員会申し合わせ事項について」、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、「守口市農業委員会申し合わせ事項」の資料をごらんください。両面刷りとなっております。

その資料を参考にですね、その主なもののみ御説明させていただきます。

1. 委員会の会議は、原則毎月21日としておりますが、会議室予約等の都合上、必要に応じて開催日を変更し、また臨時に開催することとなります。

2. 活動と担当区域ですが、先ほどの担当地区決定に当たっていたしたことになります。特に担当地区の農地パトロール、見回りですね、は、適度に行っていただき、不耕作地の指導や無断転用農地の防止に努めさせていただきたいと思います。その活動を、活動記録簿に記入していただき、毎月の会議に提出していただくことになります。

3. 現地調査についてですが、農地転用による付近への影響や用排水の関係等を検討し、必要に応じて指導を行うための現地調査は、会長、副会長、そして担当地区委員の立ち会いのもと、基本、毎月末に転用申請を締め切った上、翌月の10日ごろに行っております。

続きまして、裏面の8. 積立金をごらんください。お一人月額2,000円を、毎月の報酬から事務局において差し引くものです。この積立金は、慶弔費、全国農業新聞購読料等に支出し、任期満了、または辞任時に精算の上、返還するものとします。

なお、新委員の皆様におきましては、その新聞の案内等を封筒に同封させていただいております。

そして、説明以外の部分につきましても、ぜひ御一読をお願いしたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、農業委員会申し合わせ事項の説明とさせていただきます。

西口会長 それでは、しばらく申し合わせ事項、ちょっとお読みいただく時間を設けたいと思います。

何か質問がありましたら、御遠慮なく、お手を挙げていただいて、御質問い合わせいただいて結構でございます。

それでは、ないようでございますんで、次に移りたいと思います。

次第番号9の農業委員会の業務について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、委員の業務について、その主なものを御説明いたします。

まず、農業委員活動記録簿2枚、1枚目は両面となっております。2枚目は片面刷りでございます。これを参考にごらんください。

「農業委員活動記録簿」は、委員の皆様の活動を具体的に把握するもので、農業委員会総会の都度、空白の記録簿を配布しますので、翌月の総会開催日に御提出を願います。2枚目のほうが、その空白の記録簿となっております。

記入例につきましては、1枚目の裏面をごらんください。例えば、記載例2の場合を御説明いたします。「4月10日に担当地区の農地転用4条の現場調査に立ち会った」という内容です。この場合、その下のマス目「活動形態」の6番に丸をし、右側の「活動区分」の16の農地転用欄に丸をしていただくことになります。

続きまして、農地転用について、簡単に御説明いたします。

資料はございませんが、まず農地転用とは、農地を農地以外のものにすることです。

守口市は全域が市街化区域になっており、市街化区域で農地を転用する場合は、所管の農業委員会へ届出することになっています。

特に重要なのは、農地法の3条、4条、5条です。

3条は、農地を農地として売買、もしくは賃借を行う場合の書類申

請でございます。

第4条は、農地の所有権はそのままで、住宅や工業用地などに転用する場合の書類申請です。つまり、農地の権利移動が伴わない転用です。

そして、第5条は、転用目的で土地の売買等を行う場合で、所有権の移転及び地目の変更を同時に使う場合に、5条申請が必要となります。つまり、農地の権利移動（所有権の移転、賃貸借設定等）を伴う転用でございます。

これらは個別案件により複雑なことから、その都度、案件がありましたら総会等で御説明させていただきます。

以上です。

西口会長 ありがとうございました。事務局から説明が終わりました。何か意見とか御質問がありましたらお受けしたいと思います。

御質問、御意見ございませんか。

木村委員 今の農業委員の役割ということで御説明をいただきました。先ほど、地区の担当割をいたしましたけれども、その地区で今のようなことが起こった場合に、委員としてはどういうような活動があるのかだけ御説明いただいてもよろしいですか。

西口会長 じゃあ事務局、お願いします。

事務局 では、今説明させてもらった農地転用があった場合の地区委員さんのどういった活動をしていただくかということについて説明させていただきます。

先ほど、中道のほうからも説明はありましたが、基本的に農地転用の申請は、月末で締めさせてもらっています。例えば、今月の場合ですと、7月の末で一旦、申請を締めさせていただきます。仮にですね、各委員さんの担当のところに農地転用の申請があった場合、事務局のほうから連絡させていただきます。毎月、基本的に10日、今回ですと8月の10日なんですが、10日が祝日の場合は翌営業日になります、に現地調査を一緒に行っていただきたいんですが、基本的には10日の午前中をあけていただけたらというふうに考えています。で、そちらで会長、副会長、担当地区の方で農地転用の申請を出された方と一緒に現地調査を行って、そこで農地転用に異常と言いますか問題がなければ、そのまま事務局のほうで認定をおろすような手続をさせてもらうというような流れになっています。

したがいまして、基本的に10日の午前中をちょっとあけていただけたらと思います。もちろん、ない場合もございますので、基本的には農地転用、担当地区のほうである場合にお電話させてもらうような流れになっています。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございました。木村委員、それでよろしいですかね。

木村委員 はい、ありがとうございました。

西口会長 ほか、何か御意見、御質問ございませんか。

それでは、次に移らせていただきます。次第番号10、報告第2号「農地法第4条第1項第8号」の規定による農地転用届出について、議題といたします。

事務局から説明、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 守口市農業委員会報告書、2枚ものを御参考にしてください。報告第2号の番号1について、御説明させていただきます。

届出人は、[REDACTED]さん、そして[REDACTED]さんでございます。地目は畠、土地の所在地及び面積は、日向町[REDACTED]、面積が[REDACTED]m<sup>2</sup>でございます。現況は、長屋住宅になっております。昭和34年ごろに転用してしまい、農業委員会に御迷惑をかけ、申しわけなく、今後注意しますとの理由書の提出をいたしております。

本件につきましては、市街化区域内であることから、本届出については、「農地法関係事務処理に係る処理基準」第6号の3の(2)の届出を受理しない理由に該当しないため、受理については問題はございません。

なお、7月10日に、西口会長、野内前副会長、申請者立ち会いの[REDACTED]さん、事務局立ち会いのもと、現地確認を行い、周辺には農地はございませんので特に問題はないと思いますが、何かあれば当方(申出人サイド)で対処するという理由書を提出いただいております。

以上で、説明を終わります。

西口会長 はい、ありがとうございました。御質問、意見を頂戴する前に、私も現地調査いたしました。事務局、ただいま説明いただきましたように、周辺農地もありませんで、何ら問題ないと認めています。よ

ろしくお願ひいたしたいと思います。

何か御意見、御質問がありましたら、お受けしたいと思います。

ないようでございますので、続いて、報告第2号の2について、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局 それでは、報告第2号の番号2について、御説明いたします。

届出人は、[REDACTED]さん、地目が[REDACTED] 土地の所在地及び面積は、[REDACTED]で、現況は宅地となっております。

本件につきましても、報告第2号の番号1と同じく、届出を受理しない理由に該当しないため、受理については特に問題はございません。

なお、7月10日に、西口会長、野内前副会長、前地元委員の尾繩委員、届出人の申請者側立会人の[REDACTED]さん、事務局立ち会いのもと、現地確認を行いました。

以上です。

西口会長 説明が終わりました。御意見、御質問いただく前に、私も前期で解任になりました、前期まで活躍いただいた尾繩委員、それで野内副会長と現地確認いたしました。何ら問題ないと認めまして、皆さんの意見が、同意いただいております。問題なしという報告させていただきたいと思います。

何か御意見、御質問ありましたら承りたいと思います。

よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

西口会長 それでは続いて、報告第2号の番号3について、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、報告第2号の番号3について、御説明いたします。

届出人は、[REDACTED]さん、地目が[REDACTED] 土地の所在地及び面積は、[REDACTED]で、現況は宅地となっております。

本件につきましても、先ほどの第2号の番号1、2と同様に、本届出を受理しない理由に該当しないため、受理については問題ございません。

なお、7月10日に、西口会長、前野内副会長、地元委員の田中委

員、現副会長ですね、届出人の申請者側立会人の■さん、事務局立ち会いのもと、現地確認を行いました。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございました。御意見、質問いただく前に、地元委員の田中職務代理者に現地確認いただいておりますので、御意見を頂戴したいと思います。

田中委員 7月10日、すごく雨降るときで、皆さんも、役所の方、そして西口会長、野内副会長には大変、本当にちょっと西田土地事務所さんでしたかね、で、一応、始めたんですけど、道路を挟んで中学校がありまして、ちょうど寮があって、そして空き地とか、ちょっと空き地が隣にあったのが建て売りというか、いいお家が建っていまして、その間にちょっと■m<sup>2</sup>というのか畳4畳かそこそぐらいの、本当にその間の敷地があいていたもので、そこを多分、1筆で申請ははったと思うんです。で、何ら、本当にそこの住宅周辺で何も問題はありませんので、そういうことで終わりました。

西口会長 ありがとうございます。何か委員の皆さん方、御質問、御意見がありませんか。  
ないようでございますんで、次に移させていただきたいと思います。次第11で、協議事項「守口市都市計画審議委員会委員の推薦について」、事務局より説明を求めます。はい、お願ひします。

事務局 令和2年7月6日付で、守口市都市・交通計画課より、守口市都市計画審議会委員の推薦について、依頼がございました。

当審議会は、市長の諮問に応じ、守口市の都市計画に関する事項について調査審議するものでございまして、学識経験のある者、関係行政機関や市議会議員などで構成されております。

農業委員会へは、生産緑地等の関係から推薦の依頼がございまして、前任期間につきましては、西口会長が審議会委員をされておられました。そこで、今回、農業委員会の改選により、その残任期間（令和2年8月31日まで）、これ、審議会の残任期間ということなんですけども、その期間の推薦の依頼があったものでございます。

以上でございます。

西口会長 はい、ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。何か御質問か御意見がありましたら頂戴したいと思います。

何か御意見ございませんか。

「異議なし」の声あり

西口会長 今、事務局から説明ありました、主には農業委員会から出させていただくのは、生産緑地の関係です。で、私が前期も出させていただいて、その中では、コンパクトシティの計画もありまして、ちょっと移動させて、もっと守口を住みよい、使い勝手のいいようなまちづくりを進めましょうということで、国が進めていますコンパクトシティの話が、若干のレポート提出したりして、割り方おもしろいというのもなんんですけども、ちょっと刺激的なところもありました。どうさせていただきましょう。都市計画審議委員について、どなたか立候補いただきましたら結構です。

木村委員 会長に継続して審議会に出席していただきたいと思います。

西口会長 それじゃあ、続いてさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

西口会長 ありがとうございます。それでは、また事務局から書類の手続方、またよろしく、お手数をかけますけどお願い申し上げたいと思います。

後になりましたけども、本日の総会の議事録署名人で、石田委員と大倉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の案件は全て終わりました。皆さん方の協力、ありがとうございました。

初めての、2期目の委員の農業委員、初めてでございました。何か御意見がありましたら頂戴申し上げたいと思います。

木村委員 先ほど、職務代理者に田中さんがついたんですけれども、副会長という言葉が出てくるんですけれども、副会長というのは存在するんですか。職務代理者が副会長を兼任するということですか。

事務局 実際に、会議の際には副会長という形でお呼びさせていただいているんですけども、あくまで正式なお名前では、会長の職務代理者という呼び方が正式な呼び方となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

西口会長 ということで、木村委員、よろしいでしょうか。ここに書いていますやん、この呼び方でお願い申し上げます。

木村委員 じゃあ、統一していただけたほうがいいかなと思います。

事務局 はい、済みません。

西口会長 ほかに何かございませんか。

ないようありますんで、本日の総会は、これで閉会とさせていただきます。本日は皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

なお、来月の総会は、8月19日、水曜日、13時半から市役所の1階の104会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

事務局 事務局から補足なんですが、報酬の件なんですが、毎月15日を中途に振り込みさせていただくことになっております。どうぞよろしくお願ひします。

新委員の皆さんへは8月15日を中途に考えておりすることを申し上げます。

以上です。

西口会長 それでは、ありがとうございました。

事務局 済みません、帽子とワッペンにつきましては、また活動されるときに活用していただきたいと思います。貸与という形になっていますから、・・・よろしくお願ひいたします。

守口市農業委員 署名委員

大倉 利文

石田 卓三